

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（訪問リハビリテーション）

令和3年（2021年）4月

■訪問リハビリテーション（1日あたり）の料金

区 分		負 担 割 合		
		1割	2割	3割
訪問リハビリテ ーション費	20分	328円	655円	982円
	40分	655円	1,310円	1,964円
	60分	982円	1,964円	2,946円

【加算・減算料金】

加 算 項 目	負 担 割 合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
短期集中個別リハビリテ ーション実施加算	214円/日	427円/日	640円/日	退院（退所）日、または要介護認定日から起算して3月以内の間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算（A）イ	192円/月	384円/日	576円/日	リハビリテーションマネジメント加算（I）の算定要件に加えて、リハビリテーション会議に医師が参加し（テレビ電話等を活用してもよいこととする。）医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画について医師の代わりに利用者又はその家族に説明し同意を得た場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算（A）ロ	228円/月	455円/日	682円/日	上記の「リハビリテーションマネジメント加算（A）イ」に加えて計画を国（LIFE）に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用します。
リハビリテーションマネジメン ト加算（B）イ	480円/月	960円/月	1,440円/月	リハビリテーションマネジメント加算（I）の算定要件に加えて、リハビリテーション会議に医師が参加し（テレビ電話等を活用してもよいこととする。）医師がリハビリテーション計画について利用者又はその家族に説明し同意を得た場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算（B）ロ	515円/月	1,030円/月	1,545円/月	「リハビリテーションマネジメント加算（B）イ」に加えて計画を国（LIFE）に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用します。
事業所の医師がリハビリテ ーション計画の作成に係る診療を 行わなかった場合	-54円/回	-107円/回	-160円/回	やむを得ず医師がリハビリテーション計画の作成に係れなかった場合に減算します。
移行支援加算	19円/日	37円/日	55円/日	リハビリテーションをすることにより、日常生活動作（ADL）や手段的日常生活動作（IADL：日常生活動作以外に買い物、調理、お金の管理、交通手段の活用など社会生活を送る上で欠かすことのできない手段）が向上することにより、家庭内での家事や社会への参加ができるようになり、他のサービス（通所介護など）に移行するにあたり、ご利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する場合に算定します。
サービス提供体制強化加算	7円/日	13円/日	20円/日	リハビリテーションを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合に算定します。

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご入所者の負担額（保険1割～3割負担分）を算定していますので、月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（介護予防訪問リハビリテーション）

令和3年（2021年）4月

■介護予防訪問リハビリテーション（1日あたり）の料金

区 分		負 担 割 合		
		1割	2割	3割
予防訪問リハビリ テーション費	20分	328円	655円	982円
	40分	655円	1,310円	1,964円
	60分	982円	1,964円	2,946円

【加算・減算料金】

加 算 項 目	負 担 割 合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
短期集中個別リハビリテーショ ン実施加算	214円/日	427円/日	640円/日	退院（退所）日、または要介護認定日から起算して3月以内の間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
長期間利用の介護予防リハビリ テーションの適正化	-6円/回	-11円/回	-16円/回	ご利用開始日の属する月から12月超経過した場合に減算にします。
事業所の医師がリハビリテー ション計画の作成に係る診療を 行わなかった場合	-54円/回	-107円/回	-160円/回	やむを得ず医師がリハビリテーション計画の作成に係れなかった場合に減算します。
サービス提供体制強化加算	7円/日	13円/日	20円/日	リハビリテーションを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合に算定します。

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご入所者の負担額（保険1割～3割負担分）を算定していますので、月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。